一方で、民間地上基幹放送事業者は、難視聴対策、放送設備の老朽化対策や防災対策、バックアップ設備の導入、災害放送の高度化・高速化の必要性、広告収入の減少等様々な課題に直面している。首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が想定される中、民間地上基幹放送事業者が、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるようにするため、こうした課題に対応した放送ネットワークの強靭化を早急に行うことが求められている。

ロ　民間地上基幹放送事業者の経営状況（注１）

民間地上基幹放送事業者の近年の売上高の推移を見ると、平成21年度が２兆2,443億円、平成22年度が２兆2,531億円、平成23年度が２兆2,382億円と、東日本大震災の影響を考慮すると、ほぼ横ばいに推移していると見ることができる。しかしながら、過去20年（平成３年度）まで遡ると、この間のピークは平成12年度の２兆6,317億円であり、平成23年度はこの数値から14.9％減少している状況である。この間、リーマンショック後の景気後退があり、それ以前の水準には未だ回復していない状況である。

特に減少幅が大きいのはラジオ放送事業者である。中波放送事業者（テレビ放送との兼営事業者を除く。）について同様に過去20年間の推移を見ると、平成３年度がピークで946億円であったが、平成23年度には510億円となり、46.1％と大幅に減少している状況である（注２）。また、超短波放送事業者については、平成９年度がこの間のピークで964億円であったが、平成23年度には599億円となり、37.9％と大幅に減少している状況である。

テレビ放送事業者についても、関東、中京、近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者を除くいわゆるローカル事業者を切り出すと、この間におけるピークは平成９年度の8,009億円であったが、平成23年度には6,707億円となっており、16.3％と大幅に減少している状況である。

一方、将来的な見通しについては、日本民間放送連盟研究所が平成32年度までの民間地上基幹放送事業者の売上高の予測（年平均の増減率）を行っているが、それによると、テレビ放送事業者は年平均約1.3％の微増、中波及び短波放送事業者は年平均約2.2％の減少、超短波放送事業者は年平均約0.8％の微増、ラジオ放送事業者全体では年平均約0.9％の微減との結果になっている。

このように、近年の景気低迷等により、民間地上基幹放送事業者、特にラジオ放送事業者やローカルのテレビ放送事業者は厳しい経営状況にある一方、今後の大幅な収入増も必ずしも期待できない状況である。

注１：民間地上基幹放送事業者の経営状況に係る数値には、多重単営放送、コミュニティ放送、受信障害対策中継放送及び臨時災害放送を行う者に係る数値を含んでいない。

注２：この間、中波放送とテレビ放送を兼営していた東京放送からＴＢＳラジオが分社化しており、その分中波放送事業者（テレビ放送との兼営事業者を除く。）の売上高合計が増えている。

ハ　経営改善に向けた制度整備

民間地上基幹放送事業者が自主的な経営改善を行うための環境整備として、平成19年の放送法改正では、持株会社を通じた資金調達や経営資源の効率的運用等を可能とするため、認定放送持株会社の制度が導入された。また、平成22年の放送法改正では、独自の創意工夫による経営の柔軟化を図るため、いわゆるハード・ソフト分離制度が導入された。また、同じく平成22年の放送法改正では、テレビ１事業者及びラジオ４事業者までの合併等が可能となるなど、順次新たな制度整備が行われている。

認定放送持株会社制度については、在京キー局を中心に既に４ケースの活用事例があり、ハード・ソフト分離制度についても１ケースの活用事例がある。また、中波放送とテレビ放送を兼営していた放送事業者がラジオ部門を分社化するケース、一の放送事業者で２波を保有するケース、テレビ放送事業者がラジオ放送事業者を子会社化するケース等、新しい制度を活用しつつ経営改善を行う事例が徐々に現れてきている。

二　指針策定の必要性

上述のとおり、民間地上基幹放送事業者は、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるため、放送ネットワークの強靭化を行うことが求められている一方で、近年の景気低迷により広告収入が減少し厳しい経営状況にある。

他方、民間地上基幹放送事業者における自主的な経営改善のための制度整備が順次行われており、新しい制度を活用した事例が徐々に現れてきている状況である。

このような背景から、事業分野別指針を民間地上基幹放送事業者について策定することにより、分社化、持株会社化等による主体的な事業再構築等による生産性向上を後押しするための環境整備を行うものである。

三　生産性向上に関する基本的方向性

民間地上基幹放送事業者においては、従来から、自社単独での取組に加え、複数の放送事業者による設備の共同整備や共同利用、放送番組の共同制作や共同活用といった連携により生産性の向上に取り組んできたところである。

一方で、認定放送持株会社制度、ハード・ソフト分離制度といった新たな手法を採用することが制度上可能となっており、そうした新しい制度を活用した事例も徐々に現れてきている状況である。

こうした中、民間地上基幹放送事業者の生産性向上について、次のとおり定める。

イ　事業再構築等の方向性

災害放送等の公共的役割を担う民間地上基幹放送の健全な発達のため、視聴可能なチャンネル数の維持等視聴者保護の維持・向上、放送の地域性・多元性・多様性の確保、ネットワーク維持に配慮し、中核事業であるテレビ放送事業、ラジオ放送事業を強化しつつ、以下の事業再構築等を進めることが期待される。

１　認定放送持株会社制度、ハード・ソフト分離制度等の新しい制度を活用した分社化、合併、子会社化、持株会社化等の事業再編

２　設備の共同整備・共同利用、放送番組の共同制作・共同利用等の緩やかな連携

ロ　事業再構築等による効果

上記イの事業再構築等により、次の効果が期待される。

１　コンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力の強化、インターネット等への進出による収益最大化

２　経営効率の向上、経営資源の効率的配分による戦略分野への集中的配分、新規事業への挑戦

３　適正なガバナンス体制の構築による意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上

ハ　更なる生産性の向上

上記イの事業再構築等について、例えば、次の取組を行うことにより、更なる生産性の向上が期待される。

１　地上テレビ放送、ＢＳ放送、ＣＳ放送、中波放送、短波放送、超短波放送、ケーブルテレビといったメディアを超えた連携、キー局、ローカル局といった地域を越えた連携等、より広範囲の連携

２　認定放送持株会社制度、ハード・ソフト分離制度等の放送事業の事業再構築等に係る複数の制度の重複的活用

３　より多くの者が関与する中での連携、合併等

四　その他の配慮事項

事業者の生産性の向上が、その雇用する労働者の犠牲の上に図られることは、厳に避ける必要がある。このため、事業者が事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新を実施するに当たっては、雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、失業の予防その他労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることが必要である。

○政治資金適正化委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
五〇二一	西山　素子	二五・六・二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一〇二八	熊倉英次郎	二五・七・一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号